

第 3 部 震 災 復 興 計 画

第1編 復興の基本的な考え方

第1章 基本的な考え方

- 重大な被害を受けたまちや人々の生活を、震災前の平穏な状態に戻すとともに、新しい生活環境の中で将来を見据えたまちづくりを、区民と区・関係機関が協力連携して行う。
- 区は社会公共施設の再建はもとより、区民を守り、支援し、持続的発展が可能なまちづくりを行うため総合的な復興対策を推進する。

第2章 区・区民・事業者の責務

「東京都台東区震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例」等に、区、区民、事業者の責務は以下のように定められている。

	責務
区	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災前から災害復興を計画的に、かつ迅速、円滑に推進するための行動指針や手引書としてのマニュアルを常備し、常に見直すこと ② 被災後は、このマニュアルに従って災害復興に関する事務を進めること ③ 国、東京都及び関係する自治体と連携し、被災前から防災まちづくりや被災後の復興まちづくりをし、その他必要な施策を実施すること
区民	<ul style="list-style-type: none"> ① 震災前から被害を最小限にするために、総合的な防災まちづくりについて理解すること ② 被災後は復興に努め、復興まちづくりに協力すること
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業活動を行う際には、震災後の被害を最小限にするための準備を行うとともに、総合的な防災まちづくりについて理解すること ② 被災後は事業活動を通じ復興に努め、復興まちづくりに協力すること

第3章 復興体制

- 区長は、震災後早期に、区民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、本計画の定めるところにより、国・都・他区市町村等と連携・協力して、災害復興基本方針及び災害復興計画を策定し、これに基づき災害復興事業を推進する。
- このため、区長は、必要があると認めるときは、台東区災害復興本部（以下、「区復興本部」という。）を設置する。なお区復興本部の組織及び業務は下記のとおりである。

（資料第4「東京都台東区災害対策本部条例施行規則」資料編P10）

機関の名称	事務または業務の大綱
復興危機管理室（危機管理室）	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都震災復興本部及び関係防災機関との連絡に関する事。 2 防災会議に関する事。 3 災害情報の収集及び関係部署への伝達に関する事。 4 災害弔慰金及び災害援護資金の貸付けに関する事。 5 部内及び他部との連絡調整に関する事。 6 部内及び他部への応援に関する事。
復興総務部（総務部、国際・都市交流推進室、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査事務局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室及び本部の庶務に関する事。 2 本部活動の総括統制に関する事。 3 災害復興に係る人事計画、服務及び給食に関する事。 4 災害復興に係る派遣職員の受入れ及び職員の派遣の連絡調整に関する事。 5 災害復興に係るボランティアの受入れ及び配置に関する事。 6 職員の公務災害補償に関する事。 7 災害復興に係る広報及び広聴に関する事。 8 報道機関との連絡に関する事。 9 災害復興に係る相談所の開設及び運営の総括に関する事。 10 災害復興の記録に関する事。 11 区有財産の被害状況の総括に関する事。 12 復興に係る用地の確保及び調整に関する事。 13 物資、資材、器材等の調達に関する事。 14 車両及び舟艇の調達及び配置に関する事。 15 区有施設の被害状況の調査に関する事。 16 区有施設の復旧計画及び復旧工事に関する事。 17 被災建築物の復旧相談及び技術指導の応援に関する事。 18 建築物の応急危険度判定調査の応援に関する事。 19 住宅の修理の応援に関する事。 20 義援金品、救援物資等の受領の総括に関する事。 21 現金及び物品の出納及び保管に関する事。 22 所管施設の再建及び再開に関する事。 23 他の部、課に属しない事。 24 部内及び他部との連絡調整に関する事。 25 部内及び他部への応援に関する事。
復興企画財政部（企画財政部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興計画の策定に関する事。 2 災害復興対策の総合調整及び進行管理に関する事。 3 災害情報の収集及び関係部署への伝達に関する事。 4 復興関係の予算に関する事。 5 復興に係る財政計画の策定に関する事。 6 電子計算組織の維持管理及び保全に関する事。 7 部内及び他部との連絡調整に関する事。 8 部内及び他部への応援に関する事。

機関の名称	事務または業務の大綱
復興区民部 (区民部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 復興相談に関する事。 2 被災者実態調査に関する事。 3 家屋被害状況の調査に関する事。 4 所管施設の再建及び再開に関する事。 5 義援金品、救援物資等の配分の総括に関する事。 6 罹災証明の発行に関する事。 7 見舞金等の支給に関する事。 8 外国人への支援に関する事。 9 義援金品、救援物資等の受領及び搬送に関する事。 10 租税等の減額、徴収猶予または免除に関する事。 11 避難所運営の応援に関する事。 12 行方不明者の相談に関する事。 13 避難所の運営に関する事。 14 避難者及び被災者に対する物資の配給等援護に関する事。 15 ボランティア活動（主に避難所運営）への支援に関する事。 16 国民健康保険料、後期高齢者保険料及び一部負担金の減額、徴収猶予または免除に関する事。 17 部内及び他部との連絡調整に関する事。 18 部内及び他部への応援に関する事。
復興文化産業 観光部 (文化産業観 光部、産業振興 担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の再建及び再開に関する事。 2 災害復興に係る観光施策に関する事。 3 区内産業（公衆浴場を除く。）の被害状況の把握に関する事。 4 区内産業（公衆浴場を除く。）の事業再開の支援に関する事。 5 区内産業（公衆浴場を除く。）の振興支援に関する事。 6 義援金品、救援物資等の配分に関する事。 7 所管施設の再建及び再開に関する事。 8 部内及び他部との連絡調整に関する事。 9 部内及び他部への応援に関する事。
復興福祉部 (福祉部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者実態調査の総括に関する事。 2 公衆浴場の被害状況の把握に関する事。 3 公衆浴場の事業再開の支援に関する事。 4 公衆浴場の復興支援に関する事。 5 ボランティア活動（主に福祉及び医療分野）への支援に関する事。 6 福祉に関わる人材の確保に関する事。 7 被災者に対する資金貸付けに関する事。 8 地域福祉体制の整備に関する事。 9 所管施設の再建及び再開に関する事。 10 行方不明者の相談及び調査の総括に関する事。 11 避難所の高齢者及び障害者の援助及び相談に関する事。 12 在宅の高齢者及び障害者の援助及び相談に関する事。 13 2次避難所の開設及び管理運営に関する事。 14 介護保険料の減額、徴収猶予または免除に関する事。 15 生活困窮避難者に対する援護及び相談に関する事。 16 部内及び他部との連絡調整に関する事。 17 部内及び他部への応援に関する事。

機関の名称	事務または業務の大綱
復興健康部 (健康部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民の健康相談体制の整備に関する事。 2 医療救護所の設営及び医療救護に関する事。 3 医療救護に必要な資材及び物資の確保に関する事。 4 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、病院等との連絡に関する事。 5 保健対策に関する事。 6 生活環境の整備に関する事。 7 避難所等の衛生管理に関する事。 8 被災者等のメンタルケア及び健康管理に関する事。 9 動物の愛護及び動物衛生の確保に関する事。 10 所管施設の再建及び再開に関する事。 11 部内及び他部との連絡調整に関する事。 12 部内及び他部への応援に関する事。
復興環境清掃部 (環境清掃部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 がれき等災害廃棄物の処理計画の総括に関する事。 2 がれき等災害廃棄物の処理に係る関係機関等との連絡調整に関する事。 3 所管施設の再建及び再開に関する事。 4 ごみの収集及び処理に関する事。 5 し尿の収集及び処理に関する事。 6 道路障害物除去作業の支援に関する事。 7 復興事業に係る環境保全に関する事。 8 部内及び他部との連絡調整に関する事。 9 部内及び他部への応援に関する事。
復興都市づくり部 (都市づくり部、土木担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況調査の総括に関する事。 2 都市復興計画の策定に関する事。 3 用地の確保に関する事。 4 市街地復興事業の推進に関する事。 5 市街地再開発事業に関する事。 6 道路等の復興事業の計画調整に関する事。 7 ライフラインの復旧状況の把握に関する事。 8 道路障害物（主に道路占有物件及び車両）の除去に関する事。 9 道路等の復興事業に関する事。 10 道路障害物の除去に関する事。 11 道路障害物、道路等の復興事業に伴うがれき等災害廃棄物の処理計画に関する事。 12 公園施設の復興事業の計画調整に関する事。 13 公園施設の復興事業に関する事。 14 公園、児童遊園、公園予定地等の土地利用の調整に関する事。 15 被災建築物の復旧相談及び技術指導に関する事。 16 建築制限の実施に関する事。 17 家屋被害状況の調査に関する事。 18 建築物の応急危険度判定調査の実施に関する事。 19 がれき等災害廃棄物の処理計画に関する事。 20 住宅の修理に関する事。

機関の名称	事務または業務の大綱
	21 住宅復興計画の策定及び推進に関すること。 22 応急仮設住宅の設置に関すること。 23 自力再建への支援に関すること。 24 住宅の供給に関すること。 25 部内及び他部との連絡調整に関すること。 26 部内及び他部への応援に関すること。
復興教育部 (教育委員会事務局)	1 東京都教育庁、台東区教育委員会及び学校との連絡に関すること。 2 区立学校等教育施設の被害状況の調査に関すること。 3 区立学校等教育施設の復興計画に関すること。 4 部内及び他部との連絡調整に関すること。 5 避難所の運営に対する協力に関すること。 6 被災児童、生徒等の安否確認及び避難先調査に関すること。 7 被災児童、生徒等への学用品等の支給に関すること。 8 被災児童、生徒等への支援に関すること。 9 施設利用者への支援に関すること。 10 施設利用者のメンタルケアに関すること。 11 施設利用者の安否確認及び避難先調査に関すること。 12 所管施設の再建及び再開に関すること。 13 社会教育施設及び社会体育施設の復興計画に関すること。 14 文化財の復旧に関すること。 15 被災児童、生徒等のメンタルケアに関すること。 16 被災児童、生徒等の安全衛生及び健康の維持に関すること。 17 学校教育の早期再開の実施に関すること。 18 学校備品、教材、教具等の整備に関すること。 19 部内及び他部との連絡調整に関すること。 20 部内及び他部への応援に関すること。
復興議会部 (議会事務局)	1 議会との連絡に関すること。 2 他自治体からの応援議員の対応に関すること。 3 他部への応援に関すること。

1 台東区災害復興本部の設置

(1) 区復興本部の設置

区長は、重大な震災被害により都市の復興及び区民生活の再建と安定に関する事業を速やかにかつ計画的に実施する必要があると認めるときは、被災後1週間程度を目途に区復興本部を設置する。総務部長は、震災被害の重大性に鑑み、都市の復興及び区民生活の再建と安定に関する事業の迅速かつ組織的・計画的遂行のため区復興本部を設置する必要があると認めるときは、その設置を区長に申請する。

① 区復興本部の設置の通知等

(ア) 総務部長は、区復興本部が設置されたときは、直ちにその旨、国・都・区各部長及び隣接区長、関係機関に通知しなければならない。

(イ) 総務部長は、区復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとと

もに区民への周知を図る。

(ウ) 各部長は、総務部長から区復興本部の設置の通知を受けたときは、その旨、所属職員に周知する。

(2) 区復興本部の廃止

本部長は、都市の復興及び区民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、区復興本部を廃止する。

区復興本部の廃止の通知等は、区復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

2 区復興本部の組織・運営

(1) 区復興本部の構成員

構 成 員		所 掌 事 務
本部長	区長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副区長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	本部を構成する部の部長	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

(2) 区復興本部の運営組織

運営組織	構 成 員	所 掌 事 務
復興本部 会議	本部長、副本部長、本部員	①災害復興に係る基本的な方針及び総合的な計画の審議策定 ②災害復興に関する国、東京都及び他の地方公共団体との連絡調整
部	本部を構成する部の部長	部の事務を掌理する。

第4章 復興計画の策定

1 災害復興基本方針の策定

復興後に目指すべき区民生活やまちの姿を示しその実現に向けての基本戦略を明らかにするため、本部設置後1週間程度を目途に災害復興基本方針を定める。

2 災害復興計画の策定

災害復興基本方針に基づいて、復興の基本目標と復興事業の体系を明らかにするため、被災後6か月を目途に災害復興計画を策定する。

また、都市の復興等具体的な事業計画を必要とする分野については、災害復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第2編 都市の復興

第1章 都市の復興

都市の復興は、まちの再建であると同時に、新たなまちづくりのスタートでもある。国や都とともに、区と区民が一体となった総合的なまちづくりを推進する必要がある。そのため、平成31年3月に修正した「台東区震災復興マニュアル」に従い、効率よく効果的な応急対策から将来的なまちづくりを視野に入れた都市の復興に取り組む。

1 被害の把握

発災後、直ちに現地情報や消防・報道等からの情報をもとに区内全域の被害概況を把握する。区が甚大な被害を被り、都市復興が必要と認められた場合は災害復興本部を設置する。

2 復興基本方針の策定

被災後2週間以内に都と協議の上、生活再建、防災性の向上、生活環境の向上等を柱とした基本目標や都市基盤整備の復興方針及び市街地の復興方針等、復興に向けた区の基本的な考えを示した「都市復興基本方針」を策定し、広く区民に公表・周知する。

3 建築制限の実施

被災の激しい地区を対象に建築基準法に基づく建築制限を実施する。このため、建築制限区域原案を作成し東京都と制限区域の調整をする。

東京都は建築制限の区域指定を都全体として行う。区は、区民の理解と協力が得られるよう、きめ細かな相談や支援及び適切な情報提供を行う建築相談コーナーを開設する。

4 時限的市街地づくり

区は都と協力して被災した区民の復興に至るまでの一時的な生活の場として時限的市街地の建設を支援する。時限的市街地は、仮設の住宅や店舗等と利用可能な残存建物で構成する。

5 復興対象地区の指定

被災状況の全体像が明らかになる被災後1か月を目途に「東京都台東区震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例」（以下、「復興整備条例」という。）に基づき、復興対象地区の指定を行う。

（資料第8「東京都台東区震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例」

資料編P46）

また、重点復興地区及び復興促進地区内において、緊急かつ健全な復興を行う必要がある区域については、「被災市街地復興特別措置法」に基づき、被災市街地復興推進地域に指定する。

復興対象地区（復興整備条例第6条）

重点復興地区	建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失または都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、震災復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区。
復興促進地区	相当数の建築物等が倒壊または焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失または都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区。
復興誘導地区	建築物等が倒壊または焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区。

建築行為の制限及び届け出

重点復興地区 復興促進地区	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興特別措置法等に基づく被災市街地復興推進地域に指定された区域は建築行為を制限し許可制とする。 ・その他の区域は建築行為の届け出を義務付ける。
復興誘導地区	<ul style="list-style-type: none"> ・建築行為の届け出を義務付ける。

6 都市復興基本計画の策定

大規模な被害を受けた地区を、災害に強く、良好な環境へ復興するために、復興まちづくりの計画を立案・策定する。

地区の被害の状況、被災前からの地域特性によって、復興に向けた実現手法、まちの復興イメージが異なることから、被害の程度、被災前の基盤整備状況等の指標によって地区を区分し、各々の地区ごとの復興まちづくり計画を立案・策定する。

(1) 都市復興基本計画（骨子案）の公表

区が取り組む都市復興の方向性を示した「都市復興基本計画」の骨子案を作成し、区民に周知する。

(2) 復興都市計画の策定

区民の視点からのまちづくり提案を生かしつつ、復興対象地区ごとに復興まちづくりの方向性を示した「復興まちづくり計画」、具体的な都市計画事業の内容を示した「復興都市計画」及び復興誘導地区におけるまちづくり方針を策定する。

(3) 都市復興基本計画の策定

「復興都市計画」での復興の考え方を「都市復興基本計画」骨子案に追記して、区全域における都市づくり部門の復興基本計画となる「都市復興基本計画」を策定する。

7 都市復興事業の推進

区民と策定した都市復興の計画を実現するため、事業施行期間及び資金計画など、より詳しい内容を盛り込んだ復興まちづくりの事業計画を定める。都市復興事業は、事業計画に基づき区民と協働で推進する。

8 まちづくりについての合意形成、区民参加

平常時における「協議会方式」等による参加型まちづくりを推進し、非常時においても活動できる体制を整える。そのために、地域ごとのまちづくり協議会の設置を検討し、平常時から災害に強いまちづくりのための取組みを進め、事前に非常時におけるまちづくりのための指針や計画を策定しておく。

第3編 生活の復興

第1章 生活の復興

平成31年3月に修正した「台東区震災復興マニュアル」に基づき、被災後に区民が1日も早く従前の生活を取り戻し、安定した生活を送れるよう、住宅、教育、消費生活、産業経済などの分野に係る復興に取り組む。

1 住宅

住宅は区民の生活基盤となるものであり、応急対策後は区民が主体となって復興へ取組めるよう、国や都と一体となった対応が必要となる。特に都との連携を図り効率良い対応をすすめるため、区の役割について応急対策も含め、区民の自力再建への支援・公的住宅の供給について準備を進める。

また、都が策定する東京都住宅復興計画を見据え、住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じ、区としての住宅復興計画の準備を進める。

(1) 自力再建への支援

都が行う住宅の取得等に対する支援・マンション等の再建に対する支援・情報提供及び相談の実施に関する事務に協力する。

(2) 公的住宅等の供給

都が行う公営住宅等の供給・特定優良賃貸住宅の供給促進に関する事務に協力する。

2 教育

幼児・児童・生徒にとって学校（園）での生活は日常生活の一部である。また家族にとっても、子供たちの教育や健康管理などの不安を取り除くことは、安定した生活のための一助となる。そのために、速やかな教育活動の再開にむけて対応する。

(1) 被災・安否状況の把握

区（教育委員会）は、学校（園）長を通じて電話・家庭訪問などの活用により、幼児・児童・生徒・保護者及び教職員等の被災・安否状況と、教科書・文具等の紛失・消失状況を把握させる。

(2) 授業再開への準備

学校（園）長は、授業再開に必要なスペースなどの安全確認・整備を行い教室等の確保に当たる。

区（教育委員会）は、必要な教職員の確保及び学校給食の再開に向けて努力する。また、被災した幼児・児童・生徒等に、被害の実情に応じて教科書・文具等を学校（園）長を通じて支

給するとともに、教育活動に必要な教材・教具の調達に当たる。

(3) 応急教育計画の見直し

学校（園）長は、施設や幼児・児童・生徒・教職員の被災状況等諸般の状況を勘案し、応急教育計画を見直す。また、教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点をおくとともに、被災児童等の心のケア対策に十分留意する。

(4) 転入学等

学校（園）長は、区（教育委員会）と連携し、幼児・児童・生徒の避難先が遠距離の場合は、原則として転退学の手続きをとる（学校に通学可能な範囲の避難所に避難している児童・生徒については、原則として元の学校に籍をおく。）。なお、学校（園）長はこのことについて保護者に事前に十分周知するとともに転出入に伴う手続きについて、避難所等に掲示するなどして保護者に周知徹底する。

また、区（教育委員会）は、転入学に伴う学籍変更や入学相談について対応する。

3 消費生活

災害後の区民の消費生活をまもり安定した暮らしを確保する。便乗値上げや悪質な商法に対応するため、関係団体等と協力して対応する。

(1) 安定した商品の供給

区内商店やコンビニエンスストア等や商店街連合会への協力要請により、安定した質・量・価格での商品の供給の維持を図る。

(2) 公正な商取引の維持

便乗値上げや悪質な商法を行わないよう広報し、区民への相談窓口を開設する。報告・相談があった場合は実態を把握し注意を促す。必要により、消費者団体等に協力を要請し、監視・実態調査に努める。

4 産業経済

雇用・事業者（所）等への支援を通じて区民の生活を維持し、災害復興への基盤づくりを行う。

(1) 雇用者への支援

区は国・都と連携し施策に協力するとともに、区内の業界団体・組合等へ雇用の維持について要請を行う。

(2) 離職者への支援

区は避難所等に開設する相談所等において離職者の状況を把握し国・都に報告するとともに、状況によっては臨時職業相談所等の開設を国・都に要請する。

(3) 事業者への支援

- 都は事業者（所）の被害状況を把握し、状況に応じて一時的な事業スペースの確保・再建のための金融支援・取引等のあっせんを行う。
- 区は業界団体・金融機関・商店街組合等を通じて事業者（所）の被害状況・復旧状況を把握する。その上で、一時的な事業スペースを必要とする事業者に対しては提供可能な公共用地等を選定し、共同仮設工場や共同仮設店舗を設置して賃貸する。また、金融支援を必要とする事業者に対しては金融機関・保証協会との連携のもと利子補助等の支援を行う。